

自転車の放置をやめよう！

駅周辺などの放置自転車等は、歩行者や自転車・自動車などの通行や緊急時の防災活動の妨げとなり、街の美観を損ないます。

3月・4月は新たに通勤・通学で鉄道駅を利用される方が増えます。自転車を使用される方は、時間にゆとりを持って市自転車駐車場などの自転車駐車場を利用し、道路などに自転車を放置しないようにしましょう。

自転車等放置禁止区域に放置された自転車等は、即日撤去します。

放置禁止区域内に放置された自転車等は直ちに、自転車等保管場所に撤去します。(撤去の際、自転車が柵などの工作物に鎖・ワイヤーなどでつなぎとめてある場合は、鎖・ワイヤーなどを切断し撤去します。この場合、鎖・ワイヤーなどの補償はしません。)

自転車等放置禁止区域以外に放置された自転車等は？

放置禁止区域以外の路上に放置された自転車等は、注意札などを貼り付け7日間以上放置されている場合は、自転車等保管場所に撤去します。

ただし、民有地に放置されている場合は、その土地の管理者が対応をすることになります。

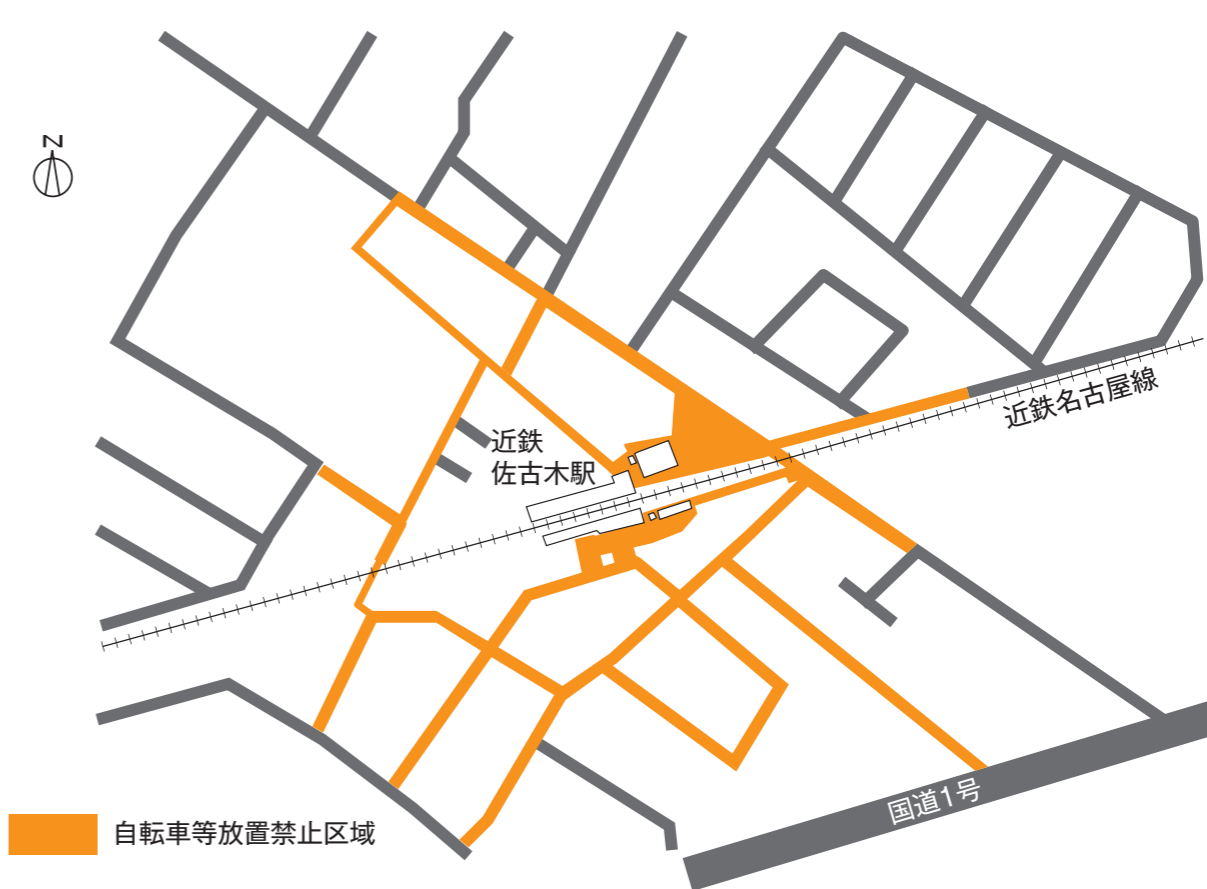
自転車等を撤去された場合は、返還手続きが必要となります。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ●返還場所
自転車等保管場所(国道155号線高架下) | ●持参するもの
○返還手数料 自転車1,000円、原動機付自転車2,000円 |
| ●返還日
月曜日から金曜日(祝休日・年末年始を除く) | ○引取通知書 |
| ●返還時間
午前10時から午後4時(正午から午後1時を除く) | ○自転車等のカギ |
| | ○身分を確認できるもの(運転免許証・健康保険証・学生証など) |
| | ○印鑑 |

弥富駅周辺自転車等放置禁止区域図



佐古木駅周辺自転車等放置禁止区域図



自転車等放置禁止区域を 4月1日から 拡大します!



市では、平成14年から弥富駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定しています。

このたび、放置自転車の状況などから、放置禁止区域を見直し、4月1日(水)から、禁止区域の拡大をします。

【新たな放置禁止区域】

- 近鉄佐古木駅周辺
- JR弥富駅周辺およびJR線路沿道路
- 近鉄弥富駅周辺および国道1号線南道路

※詳細については、自転車等放置禁止区域図をご覧ください。

◎放置自転車とは？

放置自転車とは、「自転車駐車場以外の場所に置かれている自転車で、その利用者が自転車を離れて直ちに移動することができない状態の自転車」を言います。(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第6項)

【問い合わせ先】 市役所防災安全課 (内線363)